

広島空港航空貨物利用促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、広島空港における航空貨物の利用促進を図るため、航空貨物を輸送する運送事業者に対して、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象経費等)

第2条 この助成金の交付対象者は、広島空港を利用して航空貨物を輸送する貨物定期便を前提としたチャーター便を運航する運送事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 この助成金の対象となる支援事業（以下「支援事業」という。）における助成対象経費及び助成要件は、別紙のとおりとする。

(助成対象期間)

第3条 前条に規定する支援事業の助成期間は、施行の日から令和7年3月31日までとする。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の10/10とする。ただし、一円未満の額は切り捨てとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による助成金交付申請書及び事業計画書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、原則として支援事業開始日の7日前までに知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 支援事業の内容に変更（軽微なものを除く。）が生じる場合においては、あらかじめ別記様式第2号の事業計画変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 支援事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ別記様式第3号の中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による助成金交付申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の規定による助成金交付決定の通知を受領した日から起算して30日以内とする。

(事業遂行状況の報告)

第8条 規則第10条の規定による報告は、特に知事が報告を求めた場合を除き要しないものとする。ただし、事業の実施にあたっては、広島県土木建築局空港振興課と連携をとるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は別記様式第4号のとおりとし、支援事業の完了した日若しくは支援事業の廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日までに知事に提出するものとする。

(助成金の額の確定)

第 10 条 県は、前条の規定による実績報告書を受領した場合においては、当該報告書の書類審査等により、その報告に係る事業の成果が助成金の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 11 条 事業者は、前条に定める通知書の受領後速やかに、別記様式第 5 号の請求書を提出しなければならない。ただし、概算払による助成金の交付を受けているときは、請求額は未受領額のみとする。

(交付の特例)

第 12 条 規則第 16 条第 2 項の規定により助成金の概算払を受けようとするときは、別記様式第 6 号の概算払請求書を知事に提出するものとする。

2 前項の規定による概算払の交付を受けたときは、事業者は、額の確定後 10 日以内に、別記様式第 7 号の概算払精算書を知事に提出するものとする。

3 前項の規定により概算払精算を行った場合で精算残金があるときは、知事が指定する日までに返還するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第 13 条 規則第 21 条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該支援事業の完了の日又は当該支援事業の廃止の承認を受けた日から起算して、5 年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付等に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 25 日から施行する。

別 紙

1 助成対象経費

支援事業として実施したチャーター便ごとに①により算定し、①の合計額を助成対象合計額とする(②)。

① 対象便ごとの助成対象額

チャーター便を利用した県内事業者(荷主)ごとに、次の算定方法により算出する。

(採算ラインとなる単価 ※1 - 荷主への請求単価 ※2) × 積載貨物量 ※3

※1 チャーター便の運航経費を満載の貨物量で回収する場合の単価(小数点第1位を切り捨て)(実績報告書で確定)

※2 チャーター便における荷主への実際の請求単価(小数点第1位を切り捨て)(実績報告書で確定)

※3 チャーター便において、荷主が実際に積載した貨物量(実績報告書で確定)

② 助成対象合計額

荷主ごとに算出した①の合計額

2 助成要件等

- (1) 1 ①の計算式により荷主ごとに算定した額がマイナスとなる場合、当該荷主分は助成対象額に含めない。
- (2) 1 荷主の貨物が少量の場合、コンテナ単位にまとめることができる。この場合、まとめた単位を1荷主として、1 ①の計算式により算出することができる。